

高取町チャイルドシート購入費補助金を交付します

子ども・子育て支援として新生児チャイルドシート購入補助金（上限20,000円）の給付を行います。

事業概要

どのような乳幼児が対象になるの？

次の①～③の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 町内に住所があり、乳児とともに引き続き1年以上本町に定住する意思を有する保護者
- ② 母子健康手帳交付の日から乳児が満1歳となる日の前日までに購入した保護者
- ③ 乳児の保護者に町税及び公課の滞納がないこと

申請に必要な書類は？

（対象となる方は高取町福祉課にご相談ください）

- 申請書類
- ① 高取町チャイルドシート購入費補助金交付申請書（兼請求書）
 - ② チャイルドシート購入時の領収書、保証書の写し等（ネット販売等によるクレジットカード支払いの場合は裏面をご参照ください）
 - ③ 決定通知後の振込先銀行口座情報（通帳コピー等）

申請時の注意事項

- ④ チャイルドシートは道路運送車両法の安全基準に適合し、欧州安全規格による検査を完了したものが申請可能です。

いくら補助を受けられるの？

補助金の額は、「チャイルドシート購入価格（消費税を含む）とし、1台につき20,000円を限度とします。購入価格が20,000円以下の場合は、購入価格分を補助します。補助金の交付は、乳児1人につき1回を限度とします。

チャイルドシート保安基準

補助金の対象となるチャイルドシートは道路運送車両法に基づく保安基準に適合したものです。現行の保安基準に適合しているチャイルドシートの製品には「Eマーク」が添付されています。

ネット販売で購入をした場合（クレジットカード支払い）

- ① 領収書が発行されない場合があります。この場合は、クレジットカード請求明細のコピーが必要になります。
- ② さらにクレジットカード請求金額が引き落とされた通帳のコピー、若しくはネット銀行の取引が確認できるコピーが必要になります。
- ③ スマートフォン等で購入をした場合は、画面印刷ができない場合があります。この場合はスマートフォンの画面を高取町福祉課でカメラ撮影します。

ネット販売で購入され、クレジットカードで支払いをされた場合は、申請時に上記の様なコピー若しくは画面撮影などを行う必要があります。通常の店舗購入と比べた場合は、多少手続きに時間を要する場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

申請方法について

- 補助金交付に関する詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問合せください。
- 制度の概要については、高取町ホームページ「高取町チャイルドシート購入費補助金」をご覧ください。

【お問合せ先】

高取町 福祉課
電話番号 0744-52-3334